

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：東南アジア（広域）ASEANにおける石油セキュリティ強化に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称： 東南アジア（広域）ASEAN における石油セキュリティ
強化に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム
型）

調達管理番号：26a00466

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 7 月 22 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称： 東南アジア（広域）ASEANにおける石油セキュリティ強化に係る
情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2027年9月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末（2027年2月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2026 年 7 月 31 日 12 時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2026 年 8 月 14 日
3	資料ダウンロード期限	2026 年 7 月 28 日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2026 年 7 月 29 日 12 時まで
5	質問への回答	2026 年 8 月 3 日まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026 年 8 月 21 日 12 時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2026 年 9 月 3 日 10 時 30 分
10	評価結果の通知	見積書開封日時から 1 営業日まで
11	技術評価説明の申込（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記2. (3) 参照
- 2) 提出書類： プロポーザル作成ガイドラインの 48-49 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法： 上記1) の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- 4) 確認結果の通知：上記2. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/jL1qCYagZh>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくをお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきまして

は、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2026年2月末の米・イスラエルによるイラン攻撃を契機としたホルムズ海峡の実質的封鎖により、中東産原油・石油製品に大きく依存するASEAN各国を含むアジアのエネルギー安全保障上のリスクが顕在化した。世界の石油供給の約20%が停滞し、その大半が代替輸送不能と分析される深刻な事態である（IEA[1]、2026年）。

ASEAN域内の原油輸入依存度は2024年時点で約66%に達し、シンガポール100%、フィリピン99%、タイ94%等、特定国の輸入依存は極めて高い。（ASEAN Centre for Energy (ACE) [2]）。とりわけフィリピンは中東依存98%で、国内の製油所1カ所のみ、国家備蓄がないなど備蓄制度が十分に整備されていないという構造的脆弱性を抱え、2026年3月24日に国家エネルギー非常事態宣言（大統領令第110号³）を発出した（フィリピンDOE）。ベトナムは原油輸入の85%をクウェート1カ国から集中的に輸入しており、備蓄水準も30日未満と低い（ベトナム商工省、ERIA）。インドネシアはASEAN最大の石油消費国でありながら製油所老朽化が深刻である（ACE、2026年及びIEA、2026年）。

日本国内の透析患者の治療に不可欠な透析回路・廃液容器等の医療用消耗品はナフサ由来のプラスチックを活用し、タイ・ベトナム等の工場で生産されており、ナフサ供給途絶により、これら医療用消耗品の日本への出荷が困難な状況も指摘されている。ASEAN域内の石油セキュリティ強化は、途上国への開発協力であると同時に、日本の医療・製造業サプライチェーンの強靱化にも資する取組としての性格を併せ持つ。

こうした背景から、ASEAN諸国の石油セキュリティ強化に向けた包括的な現状把握と、JICAによる構造的対応に資する個別支援案件の具体化が緊急の課題となっている。本調査は、文献調査及び現地調査（フィリピン、ベトナム、インドネシア、タイ）を通じて、ASEAN諸国の石油備蓄制度・サプライチェーンの現状と課題を分析し、優先支援対象国（フィリピン、ベトナム）に対するJICAの支援（技術協力、円借款等）の具体化を目的として実施するものである。

³ Executive Order No. 110: Declaring a State of National Energy Emergency and Authorizing the Unified Package for Livelihoods, Industry, Food, and Transport

2026年4月15日、高市首相は、約1.5兆円（約100億ドル）規模の金融支援を含む「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ（POWER Asia）」を発表した。同パートナーシップは、アジア域内の原油備蓄日数の拡大に向けた備蓄・放出制度の構築や備蓄タンクの建設・利用の協力、金融面での協力を含む包括的枠組みであり、アジアの燃料供給不足やサプライチェーンの停滞は、アジアから日本への医療物資等の調達に支障を来し、アジアと相互依存関係にある日本の経済社会にも直接的に影響する点が強調されている。また、同パートナーシップはF0IP（自由で開かれたインド太平洋）の進化の具現化と位置付けられており、本調査は同パートナーシップの「アジア経済・エネルギー強靱化イニシアティブ（構造的対応）」への貢献策の一つとして位置付けられる。

また、JICA グローバル・アジェンダ（JGA）「資源・エネルギー」の「エネルギー・トランジション」クラスター事業戦略における中間目標の一つである「エネルギーを地域で安定的に共用する体制とインフラが整備される。」に貢献するものとして位置付けられる⁴。

第2条 調査の目的と範囲

本業務は、文献調査及び現地調査を通じて、調査対象国の石油備蓄制度、石油・石油製品サプライチェーン、緊急時対応、域内協力メカニズム等の現状と課題を分析する。調査対象国は以下の8か国であるが、グループA及びBは現地調査を行うものの、グループCについては文献調査による限定的な現状分析を行うに留める。加えて、グループA（優先支援対象国）のフィリピン及びベトナムについては、①ワークショップや本邦招へい等を通じた日本の経験・知見の共有、②技術協力、円借款等を含む具体的な支援の方向性の提示、③これらを踏まえた政策提言までを行う。

グループA： フィリピン、ベトナム

グループB： インドネシア、タイ

グループC： シンガポール、マレーシア、カンボジア、ラオス

第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査範囲の広さを踏まえた調査実施

受注者は、本調査が石油備蓄制度に限定されず、石油調達、海上輸送、精製、石油製品流通、石油化学サプライチェーン、域内協力、JICA 支援具体化、脱炭素との整合性まで含む分野横断的調査であることを踏まえ、調査初期段階で分析枠組み、比較軸及び調査ポイントを明確化し、対象国間で比較可能な情報整理を行う。あわせて、分野横断的な論点については、各担当分野間で分析結果の突合を行い、論点の重複又は欠落が生じないように留意する。

(2) 国別事情の相違を踏まえた調査実施

⁴ [1] IEA_12March2026_OilMarketReport.pdf

[2] ACE_OilGas-Updates-2025.pdf

受注者は、現地調査対象国であるフィリピン、ベトナム、インドネシア、タイの各国について、それぞれの位置付け及び調査重点が異なることを十分踏まえ、共通比較に資するコア項目と、国別深掘りを要する重点項目を分けて調査する。特に、フィリピン及びベトナムについては、優先支援対象国として、制度構築、インフラ整備等の JICA 支援の形成及び最終的な政策提言に直結する情報収集を重点的に行う。

(3) ASEAN 域内の戦略的共同備蓄インフラ・メカニズムの検討について

ASEAN 域内の共同備蓄や石油製品相互融通などの地域内協力については、国際機関である ERIA（東アジア・ASEAN 経済研究センター）が主体的に調査・検討を行うことになっている。そのため、本調査においてはそれら先行調査のレビューを行うに留め、可能な範囲で JICA としての補完的かつ将来的な支援可能性を検討する。

(4) フィリピンにおける政策検討状況及び ERIA の支援検討状況を踏まえた調査実施

フィリピンにおいては、現在石油（原油、石油製品等）備蓄の強化に向けた関連法令が議会で審議されている。かかる状況下、ERIA が先行して、石油備蓄に係る調査及び政策提言を行う予定である。フィリピンに対する ERIA 及び JICA の役割分担については、双方で協議し、2026 年 7 月 3 日時点で「ERIA と JICA の役割分担について」⁵のとおり整理している。受注者は同役割分担を踏まえ、本調査開始時に ERIA の調査の進捗を確認し、JICA と相談の上、調査の方針を決定する。特に、ERIA にて対応予定の「備蓄の戦略・規模・方式」にかかる調査は基礎的なものになる可能性が高いことから、本調査にてフォローアップする想定であることに留意する。

(5) ベトナムにおける政策検討状況を踏まえた調査実施

ベトナムについては、政府が 2026 年 8 月を目標に国家エネルギー備蓄戦略の策定を進めており、同戦略の承認後に、実施計画、関係機関の役割分担、財政支援、備蓄インフラ整備等の具体化が進む見込みである。また、PVN（ペトロベトナム）を中心にニソン製油所近郊での備蓄インフラ整備が検討されている一方で、国家備蓄と民間備蓄の役割分担、備蓄費用・維持管理費用の負担、民間事業者へのインセンティブ、緊急時放出手続等は今後整理が必要な論点である。こうした論点を検討するにあたり、横断的な検討が必要なことから JICA からベトナム政府の関係省庁・機関に対し専門家チームの任命を依頼しており、合意を得ている。

受注者は、ベトナム政府の政策検討の進捗を継続的に確認し、実務者レベルのワーキンググループでの協議・検討、ベトナム政府高官への説明等について、JICA と協議の上、制度設計、財源、実施体制、緊急時運用に係る実務的な助言及び選択肢をタイムリーに提示できるよう留意する。

(6) 機微情報の取扱い及び情報精度の確保

⁵ 第3章2. 「（4）配付資料」参照。

備蓄量、放出制度、輸入契約、港湾・備蓄施設運用等に関する情報には、機微性の高い内容が含まれる可能性があるため、受注者は、相手国政府、関係機関、民間事業者等へのヒアリングに際して守秘性に十分配慮する。また、公開情報のみに依拠せず、ヒアリング、既存資料、現地関係者の知見等の複数ソースを突合し、情報の確度を確認した上で分析を行う。なお、情報の確度に限界がある事項については、その旨を明示して整理する。

(7) 情勢変化を踏まえた柔軟な分析

本調査は危機対応下のエネルギー安全保障環境を背景として行うものであるため、受注者は、調査期間中の政策変更、市場変動、供給環境の変化等に留意し、分析の基準時点を明確化するとともに、事実確認事項と将来シナリオを区別して整理する。必要に応じて、中間報告以降の分析前提を更新し、最終提言に反映する。

(8) 域内・越境サプライチェーン分析の重点化

受注者は、タイ及びベトナムを起点とするナフサ・石油化学製品の流れ、日本向け医療物資への波及、並びにカンボジア・ラオスへの供給構造について、サプライチェーンの全体像を網羅的に追うのではなく、政策判断及び案件形成に特に重要な製品、ルート、拠点及び主体を優先して分析する。特に、日本への影響分析については、代替調達可能性を含め、実務的示唆が得られる整理に努める。

(9) JICA 協力の具体化を意識した調査

本調査は相手国への政策提言を行うことに加え、JICA の協力方針及び案件形成に資することを目的とするため、受注者は、現状分析に加え、支援ニーズ、想定スキーム、実施条件、他機関との役割分担、日本企業参画可能性等を早期の段階から意識して情報整理を行う。

特に、フィリピン及びベトナムについては、最終的に本調査の中で石油セキュリティ強化に関連する政策提言を行い、その政策の実行・促進のために必要な技術協力、円借款等を実施することを想定しており、この点に留意して JICA の協力について整理する。なお、グループ B のインドネシア、タイ、及びグループ C については政策提言までは行わない。

(10) 関係機関との協議及び有識者委員会の開催・運営

JICA は本業務の調査内容への提言・助言を目的として、有識者委員会を設置する。有識者の選定は JICA にて行うが、外務省、資源エネルギー庁、エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、ERIA、国際協力銀行（JBIC）、石油関連団体等、計 10 名程度を想定している。受注者は事務局機能も担い、第一回目インセプションレポート、第 2 回目ドラフトファイナルレポート、第 3 回目ファイナルレポートのタイミングで、JICA とともに協議の上、有識者委員会を開催し、第 1 回および 2 回目は各レポートの概要についてプレゼンテーション、質疑応答等を行う。第 3 回目は

関係者への報告および調査後のフォローアップについて検討することを想定している。

グループ A については、インセプションレポート、インテリムレポート及びドラフトファイナルレポートの各段階において現地調査を実施する。その際、JOGMEC 等の専門家の現地派遣を調整し、同専門家の知見も活用しながら、先方政府に対して調査結果及び提言内容の説明・意見交換を行う⁶。

受注者は有識者委員会及び JICA との協議において、分析途中段階から主要論点、仮説、追加確認事項を共有し、助言を逐次反映する。関係機関の関心事項が多岐にわたることを踏まえ、論点整理資料、会合議事要旨及びコメント反映表を整備し、関係者間の認識齟齬が生じないように留意する。

(11) 現地業務の効率化と工程管理

受注者は、対象国が複数にわたり、現地ワークショップ及び現地コンサルタント活用も想定されていることから、渡航計画、現地ヒアリング、ワークショップ開催、分析作業を一体的に工程管理する。特に、フィリピン及びベトナムについては、複数回の現地渡航が見込まれるため、論点ごとに調査目的を明確化し、各回の渡航成果が次回調査及び提言形成に確実に接続するよう調査を設計する。あわせて、現地コンサルタントを活用し、情報収集及びアポイント調整の効率化を図る。

(12) 脱炭素政策との整合性への配慮

受注者は、石油備蓄及び石油セキュリティ強化が各国のエネルギー転換政策とどのように整合し得るかを確認し、NDC、ネットゼロ目標、バイオ燃料政策、座礁資産化リスク、備蓄インフラの将来的転用可能性等の観点から整理する。これにより、短期的な危機対応と中長期的なエネルギー転換の両立に資する政策提言を行う。

(13) 本邦招へい

本業務では、日本の石油備蓄にかかる理解促進及び本邦関係者とのネットワーク強化のために本邦招へいを実施する。対象国はフィリピン及びベトナムとし、実施時期はフィリピンを 2027 年 1 月、ベトナムを 2027 年 4 月に実施することを想定している。被招へい者は関係機関とも調整のうえ決定するが、現時点では準高級レベルを含め各国 10 名程度を想定している。なお、詳細内容については、本業務開始後に C/P 機関及び JICA との協議のうえ確定する。

(14) 他事業との連携

受注者は、本調査の実施にあたり、POWER Asia のもと経済産業省が推進する日フィリピン備蓄強化協力における、ERIA、JOGMEC、JBIC 及び関係民間企業による

⁶同有識者（1-2 名）の旅費および謝金を一般業務費用として本契約に含める。

取組やERIAが分析を進めるASEAN Petroleum Security Agreement（以下、「APSA」）との整合性及び相乗効果に十分留意する。具体的には、日本国内貯蔵ターミナルの借上げ、アジア各国の原油備蓄施設整備、備蓄・放出制度構築支援、石油製品相互融通に係る検討等について、既存の取組との重複を避けつつ、JICA としての補完的な支援可能性を整理する。また、IEA が実施する石油セキュリティ関連支援との連携可能性がある。連携にあたっては、適宜 JICA と協議のうえ、必要な調整を行う。

第4条 調査の内容

（１） インセプションレポートの作成

既存資料、関連政策、既往調査、国際機関・他ドナーの取組等をレビューし、調査の全体方針、実施体制、調査工程、調査手法及び主要論点を整理する。調査開始段階で、JICA 及び必要に応じて関係機関との協議を行い、調査の重点、対象国別の論点、成果品構成等を確認する。

（２） 文献調査及び基礎情報収集

調査対象国について、別紙の報告書目次案を参照し、エネルギーミックス、石油需給、石油セクターの制度・組織・法体系、石油備蓄制度、製油所能力、石油製品の流通構造、石油化学産業の概要、緊急時対応制度等の基礎情報を収集・整理する。特に、各国の石油備蓄制度については、法的枠組み、義務対象者、義務量、国家備蓄・民間備蓄の内訳、運営主体、備蓄インフラ、放出手続、拡大計画等を整理する。国際エネルギー機関（IEA）、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行等の国際機関・ドナーによる石油セキュリティ又は関連エネルギー分野への支援実績・計画を整理する。

（３） 現地調査の実施

フィリピン、ベトナム、インドネシア及びタイを対象に、関係省庁、規制機関、国営石油会社・主要事業者、港湾・備蓄施設運営主体、関連団体等へのヒアリングを実施し、石油備蓄及びサプライチェーンの現状・課題を確認する。

現地調査では、石油調達構造、海上輸送リスク、主要受入港湾・ターミナルの能力、製油所の稼働状況及び近代化計画、石油製品需給、価格変動への対応、石油備蓄基地の立地・容量・運用状況等を確認する。

現地調査の実施に当たっては、現地コンサルタント等を活用し、情報収集の効率化及び現地機関との調整円滑化を図る。⁷。

なお、シンガポール、マレーシア、カンボジア及びラオスについては、現地調査対象国とはしない。

⁷ 現時点では、フィリピン、ベトナム及びタイにおける現地コンサルタント活用を想定している。現地コンサルタントの活用方法について、具体的な提案をプロポーザルに記載してください。

(4) 石油セキュリティに係る脆弱性分析

調査対象国の石油セキュリティ上の脆弱性を、①原油輸入源の偏在、②海上輸送上のチョークポイント、③港湾・精製・流通インフラ、④備蓄制度・備蓄量、⑤緊急時対応の制度・運用能力、⑥域内融通メカニズム、⑦石油化学・医療物資を含む日本への波及影響等の観点から分析する。

また、ホルムズ海峡の封鎖のみならず、海上輸送上のチョークポイントの封鎖リスクや自然災害などの供給途絶・減少のリスクを抽出の上、こういったリスクに対処する必要があるか分析する。

フィリピンについては法整備状況、備蓄制度・規制枠組み、運営体制及び製油所制約、輸入依存、ベトナムについては備蓄制度の未成熟及び日本向け医療物資サプライチェーン上の重要性、インドネシアについては需要規模・製油所老朽化・輸入依存、タイについては域内石油化学ハブ機能としての役割を踏まえて分析する。

なお、シンガポール、マレーシア、カンボジア及びラオスについては、現地調査対象国とはしないものの、ASEAN 域内の石油製品供給構造及び周辺国への波及影響を把握する観点から、文献調査及び対象国調査を通じて補完的に整理する。

(5) ASEAN 域内協力メカニズムの検討

既存の ASEAN エネルギー協力枠組み（APAEC、APSA 等）及び関連する地域協力の現状を ERIA が実施している調査・分析等をレビューする。あわせて、中国を含む域外国の動向及び他ドナーの支援動向を整理し、日本の比較優位・差別化要素を検討する。

(6) 優先支援対象国に対する JICA 協力の具体化

フィリピン及びベトナムについて、石油セキュリティ強化に向けた政策・制度・インフラ及び人材育成上の課題を整理し、政策提言として取りまとめ、政策の実行・促進に資する JICA としての支援案（技術協力、円借款等）を整理する。上記整理の一環として、実務者レベルのワーキンググループでの協議・検討、政府高官への説明を行う。

あわせて、JBIC やその他関係機関との役割分担、日本企業の参画可能性、PPP の余地、相手国側の制度・投資環境上の課題を整理する。

(7) 有識者会議、ワークショップ等の実施

調査の主要な節目において、有識者会議を開催し、分析結果及び提言案に対する助言を得る。有識者会議の開催はインセプションレポート（2026 年 10-11 月）、ドラフトファイナルレポート（2027 年 5-6 月頃）、ファイナルレポート（2027 年 9 月頃）のタイミングで各 1 回（合計 3 回）程度を見込んでいる。現時点では、外務省、資源エネルギー庁、JOGMEC、ERIA、石油連盟、JBIC 等の機関からの参加を想

定している。各関係者と調整のうえ、有識者会議を実施する⁸。（詳細は上記第3条（10）参照）

フィリピン及びベトナムにおいては、関係機関との意見交換及び政府高官を対象に含む日本の経験、知見や調査の成果共有を目的としたワークショップを各1回程度実施することを想定⁹する。¹⁰

有識者会議およびワークショップの実施目的、参加機関、開催時期、成果の反映方法については、インセプションレポートや1回目の現地調査の内容を踏まえ、都度JICAと協議の上、具体化する。

（8） 本邦招へい

本邦招へいを以下の通り、2回実施する。

【被招へい者】フィリピンおよびベトナム関係機関（各国10名）

【期間】フィリピン2027年1-2月頃、ベトナム4月頃を想定。各7日間程度

【目的】石油関係者とのネットワーク形成、課題解決への貢献が期待される本邦技術の紹介、石油関連施設視察。

受注者は具体的な内容、日程、受入先との調整、被招へい者の選定等を行う¹¹。
第3条（13）参照。

（9） 脱炭素の潮流との整合性の確認

石油備蓄及び関連インフラ整備の検討に当たっては、各国のNDC、ネットゼロ目標等の脱炭素に関連する政策と将来の石油需要や設備規模の整合性を確認する。また、各政策オプションがGHG排出量に及ぼす影響、備蓄インフラの将来的な転用可能性、アンモニア等への展開余地、座礁資産化リスクについても整理し、中長期的観点から支援の妥当性を検討する。

脱炭素の潮流に関連し、JICAが実施した過去のエネルギー・電力分野の技術協力において提案されたプロジェクトの実現度合いを検証するため、2025年以降に資金調達に目途が付いた案件を抽出し、その内容を取りまとめる。

（10） 政策提言の取りまとめ

上記分析を踏まえ、優先支援対象国（フィリピン、ベトナム）及びASEAN域内の石油セキュリティ強化に向けた対応方向、具体的アプローチ、今後の検討課題等を整理し、提言として取りまとめる。

提言は、国別（フィリピン、ベトナム）と域内（ASEAN）に大別し、①制度・政策、②インフラ開発、③オペレーション、④人材育成・実施体制等に分類して整理

⁸ 有識者会議開催経費3回分、有識者への謝金および交通費を一般業務費用として本契約に含める。

⁹ ワークショップ開催経費2回分、外部講師謝金、外部講師の渡航費を調査費用として本契約に含める。

¹⁰ 現地ワークショップの実施時期、期間、回数、対象人数、実施方法、講義内容の具体的な内容をプロポーザルに記載してください。

¹¹ 本邦招へいの訪問先、視察サイト、行程案の具体的な提案をプロポーザルに記載してください。

する。その際、日本との経済安全保障上の接点及び脱炭素との整合性に加え、実施可能性、費用負担、相手国政府の優先度、民間参画可能性等を踏まえ、政策オプションを比較評価し、優先的な施策及び JICA 協力の具体案を提案する。

第5条 報告書等

本契約における中間成果品はインテリムレポートとし、最終成果品はファイナルレポートとする。なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、実施体制、調査工程、調査方法、主要論点等
提出時期：調査開始後 1 か月以内を目途
提出方法：電子データ

(2) インテリムレポート

記載事項：調査全体の進捗状況、調査結果
提出時期：2027 年 2 月末
提出方法：電子データ

(3) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果
提出時期：契約履行期間の末日
提出方法：CD-R3 部（電子データ）

なお、本報告書は公開対象となるため、ファイナルレポート提出期限の 3 か月前を目途にドラフト版を発注者に提出し、当機構からのコメントを踏まえて最終化する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

報告書目次案

1. 調査対象国のエネルギー及び石油セクターの概況
 - 1.1. エネルギーセクターの現状
 - 1.2. 石油需給バランス
 - 1.3. 石油セクターの制度・組織・法体系
2. 調査対象国の原油調達と海上輸送
 - 2.1. 原油輸入の構造
 - 2.2. 輸送・物流インフラ
 - 2.3. 調達多角化の取組
 - 2.4. ホルムズ危機の影響
 - 2.5. 海上輸送リスク分析
3. 調査対象国の石油精製・石油化学
 - 3.1. 製油所の概況
 - 3.2. 精製能力と需要のギャップ
 - 3.3. 製油所の課題と近代化計画
 - 3.4. 石油化学産業の構造
 - 3.5. 石油製品の品質規格
4. 調査対象国の石油製品の流通・調達と日本への影響
 - 4.1. 石油製品の輸出入
 - 4.2. 価格形成メカニズム
 - 4.3. ナフサ・石化製品の域内サプライチェーン
 - 4.4. カンボジア・ラオスへの波及構造
 - 4.5. 日本の医療・産業サプライチェーンへの影響
5. 調査対象国の石油備蓄制度
 - 5.1. 備蓄制度の法的枠組み
 - 5.2. 備蓄の実態
 - 5.3. 備蓄基地のインフラ
 - 5.4. 備蓄の運用・放出制度
 - 5.5. 備蓄拡大の計画・意向

- 6. ASEAN 域内の戦略的備蓄強化
 - 6.1. 既存の域内エネルギー協力
 - 6.2. ASEAN 域内の共同備蓄管理の検討状況
 - 6.3. 石油製品相互融通
 - 6.4. 今後の方向性と課題

- 7. その他
 - 7.1. 米中含む各国の支援動向
 - 7.2. 他ドナー・国際機関の動向
 - 7.3. 産油国の動向
 - 7.4. シンガポール、マレーシア、カンボジア、ラオスの現状
 - 7.5. JGA との整合性
 - 7.6. 脱炭素の潮流との整合性及び留意事項
 - 7.6.1. 脱炭素の潮流と石油備蓄強化のバランス
 - 7.6.2. バイオ燃料利用促進の可能性
 - 7.7. 有識者会議の結果

- 8. フィリピン、ベトナムにおける石油セキュリティ強化と JICA 支援案
 - 8.1. 政策提言（石油セキュリティ強化の方向性、具体的アプローチ）
 - 8.2. 支援ニーズと JICA 協力の具体案
 - 8.3. JBIC 及び日系民間セクターとの連携

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地コンサルタント等の活用方法	第4条 調査内容 (3) 現地調査の実施
2	現地ワークショップの実施時期、期間、回数、対象人数、実施方法、講義内容	第4条 調査内容 (7) 有識者会議、ワークショップ等の実施
3	本邦招へいの訪問先、視察サイト、行程案	第4条 調査内容 (8)本邦招へい

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：石油セキュリティに係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

別紙 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：フィリピン国・ベトナム国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ 石油備蓄を含め、石油セキュリティ強化に資する高度の専門性を要する者を配置することが望ましい。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026 年 10 月から 2027 年 9 月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途 約 48.68 人月

本邦招へいに関する業務人月 3.80 を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数の目途 延べ 60 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- フィリピン、ベトナム、タイにおける現地関係機関・団体へのヒアリング及び各種現地調査（第 4 条（3）参照）（なお、インドネシアについては、ERIA と ACE の調査が先行しており、本調査で現地再委託までは想定していない）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ERIA と JICA の役割分担
- フィリピン政府への調査実施に係る協力依頼レター（別添 2 の NDA 案を除く）
- ベトナム政府への調査実施に係る協力依頼レター（別添 2 の NDA 案を除く）

2) 公開資料

- フィリピンの戦略石油備蓄（Strategic Petroleum Reserve：SPR）計画に関連する法律、規制および政策（関連する各組織の権限・所掌含む）：
Republic Act No. 7638: Department of Energy Act of 1992
https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1992/ra_7638_1992.html
- Republic Act No. 8479: Oil Deregulation Act of 1998
https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1998/ra_8479_1998.html
- Presidential Decree No. 334: Philippine National Oil Company Charter
<https://www.pnoc.com.ph/wp-content/uploads/2021/06/pd334.pdf>
- [Republic Act No. 11954: Maharlika Investment Fund Act of 2023](#)
- [Presidential Decree No. 538: PHIVIDEC Industrial Authority](#)
- EXECUTIVE ORDER No. 134 REQUIRING OIL COMPANIES AND BULK SUPPLIERS TO MAINTAIN A SUFFICIENT MINIMUM INVENTORY OF PETROLEUM
https://lawphil.net/executive/execord/eo2004/eo_134_2004.html
- DOE DEPARTMENT CIRCULAR NO. DC-2003-01-001 - GUIDELINES IMPLEMENTING THE MINIMUM INVENTORY REQUIREMENTS OF OIL COMPANIES AND BULK SUPPLIERS AS PROVIDED UNDER EXECUTIVE ORDER NO. 134 - Supreme Court E-Library
<https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/11/41915>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合

は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上

限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

214,432,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について(該当する口にチェック)

本案件は定額計上があります(60,415,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	現地コンサルタント備上に係る経費	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託	45,000,000 円	フィリピン、ベトナム、タイにおける現地調査費一式	現地再委託
2	本邦招へいにかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容(8) 本邦招へい	15,415,000 円	報酬（事前業務（3号 0.4 人月を 2 回及び5号 1 人月を 2 回で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では 2 号 0.25 人月を 2 回、3号 0.25 人月を 2 回：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費 2,996 千円）	国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)